

28川監公第6号
平成28年3月30日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成28年2月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

(別紙)

27川監第1051号
平成28年3月30日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

川崎市職員措置請求について（通知）

平成28年2月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

川崎市長に関する措置請求の趣旨

1 請求の趣旨

① 請求の対象とする職員等

市長 全員給食新規導入の学校給食センター建設費

② 監査対象事項の特定

学校給食センター建設費346億円の負債をし、2032年まで毎年20億ずつ返済する、南部学校給食センター143億円（27年7月1日）、中部学校給食センター103億円（27年9月3日）、北部学校給食センター（資料なし）の平成27年度の予算額32億円の執行停止

③ 違法性・不当性の理由

中学校給食新規導入で「全員給食にする」のは、基本的人権の自由権の侵害であり、子どもの権利条約第5条に違反している。

食育基本法（2005年施行）の食育の指導時間（特別な時間を設ける）にも反している。それに、食育基本法ができてから県や市（給食実施学校でも）を挙げて、給食でなく「弁当の日（弁当作り）」を設けて食育を学校・保護者・地域と連携して実践することが増加している。それも小学生から「弁当作り」を経験させている。中学生は、技術家庭科で調理を学習しているので、日常生活に生かすことや経験することが求められている。学習指導要領にあるので、食事作りや弁当作りを学ぶ時期である。このことから食育基本法（朝ごはん作りに力を入れる・・・その延長が弁当作り）からも弁当作りのほうが最適である。

2013年10月に他の政令市の給食実施状況（川崎市教育委員会調べ）で、大阪・神戸・名古屋・京都・相模原など8つの市は、給食センターを設置していないで、弁当とデリバリーの選択制にしている。横浜市も選択制に決定。予算もないので、これらの9つの市のように弁当とデリバリーの選択制に適切。家庭にも弁当を作れる能力（学生発布以来今年も来年も弁当持参なので）もある上、小学校で実施している給食の始まりの終戦2・3年ごろと全く違って物資も豊富であり、食材の生産地や生産者を選んで買い求めている。電気調理器具も発達している。すぐに学校給食センターを建設し、全員給食をしなければ生徒の生死にかかわる緊迫した状態ではない。もし、生死にかかわる状態と判断するなら、9つの市のように給食セ

ンターを建設しないで、弁当とデリバリーの選択制にすればよい。

2013年12月の給食アンケートの内容は、「給食・弁当の長所、困っているところ・昼食には、どちらが良いかだけ」である。調査以前に把握している他の政令市の実態や給食センター建設が100億円以上かかることを内容や資料としても提示していない。食育基本法（朝ご飯をしっかりと家族そろってとろう）や弁当作りが再認識され増加していることも含まれていない。市の調査としては客観性に欠けていて、全く不適切である。能力のなさや市の組織力のなさを暴露している。対象者も小6と中1とその保護者だけもおかしい。弁当希望者が保護者13.3%児童生徒が49.6%もいた。それにもかかわらず市教育委「必要性裏付けられた」と新聞に公表した。食するのは、生徒です。生徒の要望を無視している。人権無視です。選択肢であるので、度合いが計り知れませんが、中2・3も含めれば、自分で作れるからと回答した人もいるはず。設問者は、子どもの能力・保護者の能力・願い（少しでも体によいものを作ろう・食べさせよう）など微塵も考えられない人とは思えません。この後になんら調査をしていないので、平成26年度の予算に4800万円を中学校給食準備金にしたのも整合性がない。そのときの市長の発言も「中学校給食は実現へ転換し、市民の期待に対し〜」食べる主役の生徒が50%も弁当希望なのに、市民として認めていない、人権侵害である。市長は「生徒や保護者へのアンケートの結果を踏まえ〜」不適切なアンケートなのにこれを基盤としている。整合性が全くないのに。26年12月の市議会で学校給食センター建設費346億円を負債し、2032年まで20億円ずつ返済、年間維持費16億円かかることも議決した。市民に市長選を通して問うべき大問題であるのに11月16日付の新聞に公表して12月の数日で決めてしまった。前述のように生徒の生死に係る問題でないのに28年9月に間に合わせるなどよりも346億円の負債が必要かどうか、2032年まで20億円ずつ返済が妥当かを市民に時間をかけて問うことが市政として問題である。もちろんアンケートは不適切なので全く整合性がない。容認できない。もう一つ、全員給食になると、生徒が弁当を作る・家での学ぶ機会が奪われてしまう、永久に。他県・他市は、小学生から弁当作りを経験させてもらっているのに。市や教育委員会は、生徒の学ぶ機会、経験する場を保障すべきなのに奪うことはしてはならないはず。生徒が自立するように手助けすることが保護者・学校もちろん・市（教育委員会）の役目です。これらの点から、全員給食にすることは、不適切なのです。

よって、給食センターの建設はできないし、346億円の負債も2032年までの20億円ずつの返済も必要ないのです。

④ 損害の発生又はそのおそれ

346億円の負債をし、2032年まで20億円ずつ返済させられる。年間維

持運営費 16 億円ずつかかる。家からの弁当が廃止される。基本的人権や子どもの権利条約の第 5 条が侵害され、食事作り・弁当作りを通して親子の愛情や信頼・会話を深められる場・機会を奪われる。

よって、上記②の平成 27 年度中学校給食センター建設予算額 32 億円が市の損害になる。

⑤ 求める措置

平成 27 年度の中学校給食センター建設の予算額の 32 億円の執行停止及び同センターの建設工事の中断を請求する。

「中学校給食新規導入の第 3 者委員会を設置して」全員給食をすべきか否か、年にあった適正な調査を作り、再調査をしてから施策を練り、28 年 9 月に給食を開始するような緊迫した状態でないので時間をかけて討議すべきです。

2 請求者

住 所 (省略)

職 業 (省略)

氏 名 (省略)

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置（平成 27 年度の中学校給食センター建設予算額の 32 億円の執行停止・建設工事の中断及び即時第三者委員会の設置）を講ずるように監査委員の方々が勧告することを請求します。

平成 28 年 2 月 2 日

川崎市監査委員 御中

事実証明書（※新聞記事など 12 枚。添付省略）

(追加)

2013年第4回市議会(12月)で、市長は、中学校給食の新規導入で全校給食にする理由を「食育をする」ためと提案している。

このことは、文部省は、教科横断型で教科で指導するとしていて、2016年には、小学校向けの冊子を作成し、2017年には中学校用を作成するとしているので、給食(食べる)の時間では適さないから、「食育」は教科の時間としている。

食育基本法(2005年施行)でも、その指針として2012年から中学校でも特設するよう指導要領に入れている。給食(食べる)の時間でなく、「食育の時間」は、授業の時間にするとしている。

これらの2つのことから、市長の提案理由は、大間違いであり、正当性に欠けるので、全校給食(全員給食)をして、弁当を廃止することには、全くなならない。

2014年8月に市は、「中学校給食の基本方針」を作成していますが、「学校における食育の六つの目的と基本方針」(文部科学省)

- 1、食事の重要性
- 2、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養の摂り方、自ら管理していく能力
- 3、食品を選択する能力
- 4、感謝の心
- 5、食生活のマナーや食を通じた人間関係
- 6、各地域の産物、食文化 歴史

どれも給食(食べる)の時間では、調べたり、思考したり、話し合ったり、まとめたりするには、全く適さない。だから、文部科学省は、教科で「食育」を指導するとしている。

この市長の提案理由や基本方針の大間違いで、346億円の負債をすることは容認できない。もちろん憲法違反でもあります。

平成26年度・27年度も「食育」を研究するための予算額もないし、研究校をも指定していない。推進室の文書作成に終わっている。

平成28年2月4日 (氏名省略)

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、平成28年2月2日付けで、「川崎市職員措置請求書」として提出され、これを補充するものとして、同年2月4日付けで、「(追加)」と題した書面が提出された。

本件措置請求において、請求人は、概要、中学校給食新規導入で「全員給食」にすることは、生徒が弁当を作れず、学ぶ機会・経験する場を奪うもので、基本的人権の侵害・子どもの権利条約違反であること、他の政令市を見ても9市が弁当とデリバリーの選択制を採用していること、「全員給食」の必要性の裏付けとされる給食アンケートも客観性に欠け、弁当を希望する生徒を市民として認めず、人権侵害であること、346億円の負債、毎年20億円ずつの返済、年間維持費16億円という重大なことを僅か1か月で決めてしまうのは問題であること等を理由として、中学校給食推進に係る平成27年度予算32億円の執行停止、建設工事の中断及び中学校給食新規導入に係る第三者委員会の設置の勧告を求めている。

本件措置請求のうち、予算の執行停止及び建設工事の中断を求める部分については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、同月2日付けで受理することとし、監査対象局を教育委員会事務局として監査を実施することとした。

他方、第三者委員会の設置を求める部分については、個別具体的な財務会計上の行為の是正を求めるものではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による適法な請求とは認められないため、却下することとした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、平成28年2月19日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、陳述用原稿ほか1点の資料の提出があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく教育委員会事務局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成28年2月19日、関係職員から陳

述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」及び「川崎市職員措置請求書による措置請求に対する教育委員会事務局資料」の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、市立中学校完全給食実施の決定及び当該決定に至る本市の取組経過に違法性・不当性があり、そのために、中学校給食推進に係る平成27年度予算（約32億円相当）について、その執行を停止させ又は執行済額を本市の損害として賠償させるとともに、学校給食センター建設工事についてもこれを中断させなければならない違法性・不当性が生じていると認められるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 主張の根拠として、まず、給食より家庭の食材の方が質が良い。続いて、全員給食は人権侵害だという法的な話。次に、弁当のほうが食育に適している。こども本部と同じように保護者、地域との連携活動ができるということ。それから、食育基本法の話になるが、朝ごはんの充実、家族そろって朝食をとるといふ共食。その次は給食アンケートについて、児童生徒で弁当希望が49.6%もいるということ。技術家庭科で生徒は学習している。その次は、資料にあるが、他の政令市、大阪、神戸、名古屋、京都、静岡、相模原、広島など8つの市が給食センターを設置していない。横浜も昨年か一昨年、選択制にすることとしている。
- (2) 市が行った給食アンケートは全く不適切である。給食アンケートを行ったのは平成25年12月で、他の政令市のアンケートを行ったのは市長が当選した後だと思われるが、10月である。それなのに他の政令市の実態が給食アンケートの中では紹介されておらず、給食センターの建設費300億のことも書いていない。年間維持費が16億円かかることも書いていない。それから研究校の実態について、食育基本法ができてから、平成18年度、19年度に実践した東京都三鷹市立南浦小学校の事例を紹介した書物があり、2008（平成20）年に発行されているが、この中で給食のことを書いているのは外部者だけ

である。そういう実態も踏まえていない。それに、アンケートの対象が小6と中1のみである。小学校は14校で、中学校は51校について各学校1クラスずつの抽出らしい。その子たちは今、中学3年生と2年生である。その子たちの49.6%が嫌だと言っているのである。

- (3) それに、この事業は公約とは言えない。公約ならば346億円の借金も明記していなければいけない。法律的根拠もない。予算346億円について、市長は、麻生区の区民車座集会の席で、中学校給食を実施すると言ったが、その後で、「読書指導は重要だが、予算のこともある」と述べた。つまりこれは予算提示の前の発言である。そういうあやふやなことを言うべきではない。2032（平成44）年まで346億円の借金をして20億円ずつ返済するようなことは、市長選挙で民意を問うべき問題である。それをほんの数日で決めてしまった。市民不在である。
- (4) 給食は、戦後、食料やお金が全くない状態で、アメリカ軍、GHQの提案で始まった。栄養失調を防ぐために救援物資を配ること、アメリカ軍の残り物を配ろうとして始まった。そういうものなら公共の福祉と言えるが、今はもう家庭の方が良くなったから、公共の福祉とは言えない。

当初、給食費は集めていなかった。給食そのものが、極端に言うと救援物資のようなもので、脱脂粉乳とか、家での食べ物も、サツマイモとかジャガイモがあれば御の字だった。そういう時代ならともかく、現在のように家庭で、生産者、生産地、有機栽培のものを選べるということになると、今の給食費ではできない。野菜などは、有機栽培だと約3倍かかるらしい。家庭で良いものを食べているのに、なぜ給食で質の悪いものを食べなければならないのか。それは人権のじゅうりんになる。児童虐待と言ってもいい。

なぜかという、作りたい子がいるのに作らせてもらえない。請求人が知っている例では保育園でも食育をやっていて、5歳の子が大豆を栽培して、豆腐も作っている。もちろん包丁を持って調理もしている。そういう実例が川崎市高津区の保育園にある。今、給食費は、5、6年生が220円で月4、050円である。給食費を値上げしようとしても、実際には保護者は、10円でも20円でも反対するような状況なので、このような理由で、家庭よりも質の悪いものを食べている。

有機栽培をするメリットは、ミネラルが豊富だという。アドレナリンが分泌すると、キレやすい子を防ぐことができるらしく、骨折もしにくくなるという。値段は3倍ぐらいするので、給食で使うのは無理だという。ただし、生ごみを堆肥にするので、燃やさないで、電気代が節約できる。堆肥工場を作るように進めている人もいる。結局、自然保護につながる。

先述した食育の書物を読んでもみると、執筆メンバーには学者ももちろん入っているが、今述べたような有機栽培をしている研究者も、このフォーラムに参加しているという。それも平成18年度、19年度の段階である。以上のように、請求人が述べておきたいのは給食の始まりのこと、給食というのは、本当は家庭よりも質が悪いものを食べなければならないということ。それに、自然保護にもつながらないということである。

- (5) 次は、法律に関しての話で、教育委員会の中学校給食推進室から私への文書回答の中では学校給食法のことを書かれていたが、それは日本国憲法の下にある。市政や公約は必ず憲法や法律に基づいて施策を練るべきである。中学校給食新規導入で全員給食にすることは憲法12条、13条に違反する。もちろん子どもの権利条約第3条、第5条、第6条にも違反する。

技術家庭科では調理実習も学習している。自分自身で作れる子もいるし、保護者に教えてもらいたい子もいる。手伝ってもらって作りたい子もいる。実際に作れる子もいる。保護者の方も子どもの体にいいものを選びたい、作りたい、子どもと一緒に買い物をしたり、献立を話し合ったり、一緒に作りたい人もいる。

その次に大切なことは、小学校5年からの家庭科、中学校の技術家庭科が指導要領にあるのは、能力の発達に最適だからである。教育には適時性が必要である。なぜ中学3年生で三平方の定理を学ぶのか、英語で現在完了、過去完了を学ぶのか。それは適時性だ。食育の研究校や県、また、市町村では宇都宮市などは市を挙げて市全体で実施している。宮崎県もそのようにしているということが、提出した資料にもある。給食のあるところで反対に弁当の日を設けている。香川県綾南町の滝宮小学校では2001（平成13）年からそういうことをやっていて、保護者から反発が多い。なぜ反発されるかということ、1日でも給食をやめるとなったら、後で給食がない日にプラスしないといけないといので、すごく保護者から反対されたいらしい。滝宮小学校の方も本を出しているし、インターネットにも掲載されているが、今年度は夏休み前に5回も弁当の日をやった。それも1年生から作らせている。1年生というのはさすがに無理があるとは思いますが。

宇都宮市が全市挙げて実施しているのは、中学3年になったら1人で作れるようにすることを目指しているからだ。弁当作りを他の市町村ではさせている。学校だけの呼びかけではなく、市からの呼びかけもある。三鷹市立南浦小学校は平成18年度、19年度の三鷹市の指定校であり、実施せよということだ。

- (6) 法律に違反しているということの趣旨は、自分で作れる子は自分で作る。手伝ってもらって作るのも自由、食材を選ぶのも自由、食べ物を選ぶのも自由で

ある。制服は仕方がないと思うが、水道水も飲みたくないという子もいる。それと同じように選ぶのは自由である。保護者も子どもの体によいものを食べさせたい。それをやってはならないというのは市長でもできない。愛情を込めて作りたい。例えば数学がわからなくても、理科がわからなくても、親と一緒に買い物に行って、どんな食材がいいか教えてあげるといのはすばらしい。それが食育基本法の狙いだと思う。親の包丁さばき、魚の三枚おろしなどを直に見ることができたら、やはり協力するし、親が少し無理なことを言っても、信頼関係ができているので、親子のきずなが深まると思われる。

- (7) 子どもの権利条約には第5条に、子どもの能力に合った指導をしなければならないと書いてある。これは学校給食法よりも優先する。

それから、食育基本法は、2005（平成17）年にできているが、2012（平成24）年には、食育を授業でやりなさいと言っている。中学校の授業に特設する。市長は食育をするために全員給食、完全給食と言っている。弁当を廃止して、全員に給食を配る。そのために給食センターを作るとい。それは、食育基本法を踏まえた文部科学省の方針と違う。文部科学省では、小学校向けの冊子を2016（平成28）年度から配る。翌年度には中学にも配るとい。それも何か教科の時間で教えるということである。教科横断型、理科とか技術家庭、社会科、そういう場で教えることになっている。

食育基本法ができてから、弁当作り、食事作り、栽培作りをやっている。先ほどの書物では、東京の事例なのに、北海道のお米の生産者や、愛知県の味噌の生産者も入っている。ノリを作ったり漁業をしている千葉県とも交流しているし、子どもも泊まりに行つて、実践している。食育基本法では、最もやらなければならないのは、朝ごはんを充実させるということである。もちろん栄養バランスがあるということだ。そして朝ごはんも、最近は食べていない子も多い。だから、長野県の中学校では部活動の朝練を中止した。朝、食事をしないから、授業に集中しないからといので、長野県は実際にそういうことをした。だから、朝ごはん運動というのがある。インターネットにもたくさん掲載されている。ただし、給食があるので、始業式とか終業式、土曜日にやっているといことである。

- (8) 続いて、市で実施した調査とか給食アンケートについて述べると、他の政令市の調査や、給食アンケートの分析に全く客観性がない。他の政令市について調査したのは2013（平成25）年の10月で、市長が当選した後だろうから、4、5日で実施した。そうしたら8つの市が給食センターを設けておらず、弁当とデリバリーの選択制になっている。それなのに、なぜ今のように進めているのか。

1 2月に行った給食アンケートでも、先述したように、まず、他の政令市のことが書いていない。建設費とか維持費についての情報も入っていない。食育基本法ができてから、他の市町村ではこのような弁当作りをしている。そういうことが書いていなくて、ただ給食のいいところ、弁当のいいところ、長所短所になっている。それも選択肢で、しかも対象としたのが中1と小6だけ。なぜ中2、中3を入れていないのか。中2、中3は能力も発達している。それに、346億円かけるならば、別なところに、例えば扶助費を減らす方向で進めているようだが、それは本当に市政として正しいのかと思う。

しかも、不適切なアンケートでありながら、必要性が裏づけられたと新聞に堂々と出している。それに加え、平成26年度予算案の発表の際、市長は「市民の期待に対し」と述べたと書いてある。つまり、弁当を希望する50%の子どもたちは市民ではないという。それでいて、「生徒や保護者へのアンケート結果を踏まえ」とも書いてある。だから、子どもは市民ではない。今の中2、中3は市民でないということである。そういうことを新聞記者に対して言っている。4800万円を中学校給食準備金として出しているが、平成26年度も27年度も、川崎市教育プランの10年間の予算の中にも食育をするための予算額は入っていない。どこの学校で食育の研究をなささいということも教育委員会では定めていない。教育委員会の提出した資料で、こういうことをした、こういうことをしたと書いてあるけれども、そもそもなぜ全員給食をしなければならないのかということに全く言及せず、こういうことをしました、中学校の基本方針を出しましたと言う。請求人も図書館で読んだが、全くできないことを平気でやりますと書いてあった。給食の時間、食べる時間に食材の選定などできるのか。だからこそ、文部科学省でも、教育基本法でも、食べる時間ではなくて、別な時間に食育をすると言っている。

食育基本法にも書いてあるが、給食をやっているから、給食でといっても、はっきり言って、絵に描いた餅のようなことである。市の職員はいろいろ作文して、肉づけしようとしているが、なぜ全員給食をしなければならないのかという、根底になるところがない。

- (9) 最後に、346億円も出す根拠がない。市長選で市民に問うてからでなければならない。まず、32億円を執行停止にすることと、工事を中断するということをぜひ勧告していただきたい。

作ってから反対運動が起こって、給食センターがなくなったら、相当な負担になると思われる。次期市長が中学校給食を廃止すると決めた場合、346億円は誰が補償するのか。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件措置請求には理由がないので、却下または棄却を求める。
- (2) 本件措置請求に関係する主な事実経過について

これまで、本市の市立中学校の昼食については、家庭からの弁当を基本として、昭和38年より「ミルク給食」を実施し、平成16年度からは、弁当を持って来られないときにそれを補完する制度として「中学校ランチサービス事業」を実施してきた。

しかしながら、平成23年3月の中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」や、市民の皆様からのさまざまなご意見、ご要望等を踏まえ教育委員会会議において議論を重ねた結果、市立中学校においても、市立小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に教育委員会会議において「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定した。同年12月には、「中学校給食実施に関する計画策定の基礎資料とするとともに、今後の事業推進の参考とする」ことを目的として、「中学校における昼食についてのアンケート」を実施し、中学校での昼食について、弁当について、小学校の給食について、中学校給食について、及び食育についての5項目について調査を行い、これらの集計結果を平成26年2月の教育委員会会議において報告した。

その後、平成26年8月の教育委員会会議において、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」を決定し、パブリックコメント、保護者説明会等において市民や保護者からご意見をいただいた上で、同年10月の教育委員会会議において、「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定した。

そして、同年11月には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく「学校給食センター整備等事業実施方針」を公表した。同年12月には、市議会本会議において、中学校施設整備事業費（約356億円）に係る債務負担行為設定について、平成26年度一般会計補正予算の議決をいただいた。

平成27年1月には、昨今の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況等を踏まえ、事業スケジュールの見直しを行い、教育委員会会議において、「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」を決定した。同年2月には、PFI法に基づき、3箇所の学校給食センター整備等事業に係る「特定事業の選定」について公表した。

さらに、同月には（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の入札説

明書等の公表及び入札公告を、同年3月には（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業及び（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の入札説明書等の公表及び入札公告を行った。また同月には、市議会本会議において、中学校施設整備事業費（約356億円）に係る再度の債務負担行為の設定について、平成27年度一般会計予算の議決をいただいた。

同年7月には（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の落札者の決定及び公表を、同年9月には（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業及び（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の落札者の決定及び公表を行った。

同年10月には（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について、同年12月には（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業及び（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について、それぞれ、市議会本会議において議決をいただいた。

さらに本年1月からは、市立東橋中学校において、完全給食が試行実施されている。

（3）「請求の趣旨」に対する本市の見解

ア 請求の趣旨①②については、請求人がどの「財務会計行為」についての違法性または不当性を主張しているのかが定かではないが、仮に、学校給食センター整備に関する平成27年度の予算執行に係る財務会計行為についての違法性または不当性を主張しているのであれば、（仮称）川崎市南部学校給食センターに係る「給食センター用地購入費」約29億円及び（仮称）川崎市中部学校給食センターに係る「給食センター用地借上料」約1400万円並びに（仮称）川崎市南部学校給食センターに係る「地中埋設物処理費用負担金」約2億円、合計で約31億円となる。また、平成27年度の当初予算額に係る財務会計行為についての違法性または不当性を主張しているのであれば、当該当初予算額は「中学校給食推進事業費」と「中学校給食施設整備事業費」の合計で約32億円となる。

なお、平成26年度から平成43年度までの、3箇所の学校給食センター整備等事業に係る「中学校給食施設整備事業費」の債務負担行為の設定については、平成26年12月及び平成27年3月の市議会本会議において、約356億円について、議決をいただいております。各学校給食センター整備等事業に係る「サービス購入料」の支払予定額の合計は、（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業にあつては約154億円、（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業にあつては約112億円、（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業にあつては約81億円、合計で約347億円とな

る。また、これら3箇所の学校給食センター整備等事業に係る「サービス購入料」の年間の支払予定額は、平成29年度は約38億円、平成30年度から平成43年度までは年間約22億円を見込んでいる。

イ 請求の趣旨③のうち、見出しに続く「中学校給食新規導入で「全員給食にする」のは、基本的人権の自由権の侵害であり、子どもの権利条約第5条に違反している。」との主張については否認する。

本市では、平成26年10月に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」において、「給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、『全員喫食』を原則とする」こととしている。

そして、学校給食法は、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的」として定められた法律であり、同法第8条第1項では、「文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項…について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。」と規定されており、同条第2項では、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。」とされている。

そして、この「学校給食実施基準」では、学校給食の実施の対象について、「学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。」と定められており、昭和31年6月の文部省管理局から都道府県教育委員会等あての通達「学校給食の実施について」においても、「当該学校に在学するすべての児童又は生徒」を学校給食の実施の対象としたことは、学校給食を当該学校の教育計画の一環として実施し、在学するすべての児童または生徒に対し、もれなく行われることの原則を明示したものである。」と記されている。

また、請求人の主張する「自由権」の内容が定かではないが、仮に、日本国憲法第13条の権利を指していると解釈した場合、同条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とされており、これらの権利も無制約ではなく、「公共

の福祉」による制約を受けることは明白である。

そして、請求人が、「全員喫食」について、子どもの権利条約（以下「児童の権利に関する条約」という。）第5条の「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母…又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」との規定のどのような点に違反していると主張しているのか、これもまた定かではない。

仮に、同条約第12条第1項の「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」との規定に基づく「意見表明権」を行使するに当たり、同条約第5条の「適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務」に違反していると主張しているのであれば、平成6年5月の文部事務次官通知「「児童の権利に関する条約」について」の中で「5. 本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと。」とされており、児童の意見は相応に考慮しながらも、必ず反映されなければならないということではない。

これらのことから、本市は、学校給食法に基づき、学校給食実施基準にのっとり「全員喫食」を実施するので、日本国憲法や児童の権利に関する条約に反しているものではない。

ウ 請求の趣旨③のうち、（中学校給食新規導入で「全員給食にする」のは、）「食育基本法（2005年施行）の食育の指導時間（特別な時間を設ける）にも反している。」との主張については、否認する。

市立中学校における「食育」については、従来より、各学校で作成する「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」に基づき、食に関する指導の年間計画を作成し、教科や特別活動、昼食の時間等の中で食に関する指導を行うなど、食育の推進に取り組んでいる。

そして、本市では、平成26年10月に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」においても、「中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実できるものと考え、従来からの食に関する指導の目標の6つの観点（①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化）を基本」としつつ、「教科や特別活動等における学校給

食と関連させた食育」、「給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育」、「小学校からの継続的かつ計画的な食育」及び「地場産物等の給食への活用による食育」に取り組んでいくこととしている。

また、食育基本法は、「近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的」として定められた法律であり、同法第20条では、「学校、保育所等における食育の推進」として、「国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。」とされており、食育基本法にも学校給食の実施が位置づけられている。

そして、食育基本法第16条に基づく「第2次食育推進基本計画」においても、「第2 食育の推進の目標に関する事項」の「2. 食育の推進に当たっての目標」において、「(4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」に、「学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。」とされており、また、同計画の「第3 食育の総合的な促進に関する事項」の「2. 学校、保育所等における食育の推進」においても「(2) 取り組むべき施策」の「食に関する指導の充実」に、「新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」

が明記され、各教科等でも食育に関する記述が充実された。(中略) これらを踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて学校における食育を組織的・計画的に推進する。」とされ、同じく「(2) 取り組むべき施策」の「学校給食の充実」においても、「子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。」とされている。

また、平成20年3月に告示された中学校の学習指導要領でも、第1章総則の「第1 教育課程編成の一般方針」に「学校における食育の推進」が、第5章特別活動の「学級活動」に、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」が位置づけられるなど、食育に関する記述が充実された。また、同総則の解説においては、「食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。」とされている。

これらのことから、本市は、食育基本法や学習指導要領、学校給食法、学校給食実施基準に基づいて「全員喫食」である学校給食を実施するので、本市の実施する「全員喫食」が食育基本法に反しているものではない。

エ 請求の趣旨③のうち、「それに、食育基本法ができてから」から「弁当作りのほうが最適である。」までの主張については、否認する。

前述ウのとおり、学校給食法及び学校給食実施基準に基づく「全員喫食」による学校給食の実施は、食育基本法にも整合している。

オ 請求の趣旨③のうち、「2013年10月に」から「弁当とデリバリーの選択制にすればよい。」までの主張については否認する。

本市が「全員喫食」とした理由については、前述イで述べたとおり、給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどである。

なお、民設民営方式で保温食缶を配送する場合には、事業者による市内事業用地の確保や資金調達が極めて難しいと考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと認識している。

また、民設民営方式で弁当箱を配送する場合には、これらに加え、「大量

調理施設衛生管理マニュアル」の「Ⅱ 重要管理事項」の「4 原材料及び調理済み食品の温度管理」の「(3) 調理後直ちに提供される食品以外の食品は病原菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は65℃以上で管理することが必要である。」との規定に適合させた上で、平成25年11月に教育委員会会議において決定された「川崎市立中学校給食の基本方針」の「4 温かい給食を全校で提供します。」を実現させることは、本市においては、施設の的にも設備的にも非常に困難と考えている。

カ 請求の趣旨③のうち、「2013年12月の給食アンケートの内容は」から「容認できない。」までの主張については、否認する。

前述のとおり、平成25年12月に実施した「中学校における昼食についてのアンケート」は、「中学校給食実施に関する計画策定の基礎資料とするとともに、今後の事業推進の参考とすることを目的」として実施したものである。

また、当時、対象年齢を小学校6学年と中学校1学年としたのは、現実的に、本市中学校給食が最短で実施された場合に、直接影響がありそうな学年の児童生徒の率直な意見の傾向をサンプルとして把握するためである。

そもそもこのアンケートは、「全員喫食」とすべきかどうかの是非を多数決で決するために実施したものではないので、他の政令市の全員喫食導入状況や、給食センターの建設費の試算、食育基本法や弁当作りが再認識されていることなどを示さなければ、アンケートの実施自体が不適切となるという性質のものではない。

なお、上記イで述べたとおり、「児童の権利に関する条約」では、「意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではない」とされている。

キ 請求の趣旨③のうち、「もう一つ、全員給食になると」から「不適切なのです。」までの主張については、これまで述べた理由により、否認する。

ク 請求の趣旨③のうち、「よって」以下、及び請求の趣旨④⑤の主張についても、これまでの理由により、否認する。

ケ 平成28年2月4日受付の「追加」について

「食育」は、前述のとおり、給食の時間でも実施可能である。したがって、食育は給食の時間ではなく教科の時間や授業の時間だけで行うこととされているという請求人の主張は誤りであるので、否認する。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本市における市立中学校完全給食実施に向けた取組経過

平成23年3月16日 中学校完全給食の早期実現を求める決議

全国の公立中学校における完全給食実施率の増加傾向を踏まえ、保護者の経済的負担等の軽減、地産・地消、食育、栄養バランスなどの点において学校給食の意義が大きいことなどにかんがみ、本市において中学校の完全給食が早期に実現されるよう強く求める旨の決議で、市議会において全会一致で可決された。

平成25年11月26日 「川崎市立中学校給食の基本方針」決定

平成25年6月14日の市議会総務委員会で行われた中学校完全給食の実施を求める請願・陳情の審査において、「教育委員会での議論を見守る」などの意見があったことなども踏まえ、教育委員会会議において、ランチサービス事業の取組と現状、他都市の中学校給食の実施状況、学校給食を活用した食育の推進などの視点から、これまでの家庭からの弁当を基本とした中学校昼食のあり方について議論を重ねた。

その結果、本市の中学校において完全給食を実施することにより、さらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり安全・安心で温かい食事をとることができるなどのことから、中学校完全給食を実施することが望ましいとの結論に至り、教育委員会として「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定した。

平成25年11月29日 「市政への考え方」

市長が、当選後初の議会となる平成25年第4回川崎市議会定例会の冒頭で「市政への考え方」を述べ、「子育て環境の整備」において重点的に取り組む政策の一つとして、中学校給食の導入について速やかに準備に入ることを表明した。

平成25年12月3～10日 中学校における昼食についてのアンケート
(小6・中1・保護者)

教育委員会が、中学校給食実施に関する計画策定の基礎資料とするとともに、今後の事業推進の参考とすることを目的にアンケートを実施した。

調査対象は、

- 1 市立中学校（全51校）の1学年（1クラス抽出）に在籍する生徒及びその保護者
- 2 市立小学校（1区2校計14校抽出）の6学年（1クラス抽出）に在籍する児童及びその保護者

全体の回収率は95.8%。集計結果は市議会全議員に資料提供された。

平成25年12月17日 第1回中学校給食推進会議

成長期にある子どもたちの食育を推進し、中学校完全給食を早期に実現することを目的に、市長を委員長、副市長を副委員長とし、関係局長7名、計11名で構成される推進会議。安全・安心で温かい完全給食の全校実施に向けた検討、民間活力を活かした効率的な手法の検討などを行うものとされ、喫食形態、実施手法、安全・安心・良質な食材確保、学校給食を活用した食育の推進、食器の形態、給食費の額、実施手法ごとの事業費用の試算等について、関係局の課長等で構成される検討部会での調査検討を踏まえて協議を行った。推進会議は平成27年1月までに計9回、同検討部会は同年6月までに計10回開催されている。

なお、推進会議資料は毎回、市議会全議員に提供されている。

平成26年2月13日 第1回中学校給食推進連絡調整会議

庁内プロジェクトである上記「中学校給食推進会議」における実施手法等の検討と並行して、中学校給食の早期実施に伴う課題等について連絡調整するため、川崎市PTA連絡協議会、小・中学校長会、川崎市教職員組合からの参加を得て、中学校給食推進連絡調整会議（発足時の名称は「連絡協議会」）を設置した（座長：川崎市PTA連絡協議会会長）。

連絡調整会議には、平成27年5月から、中学校完全給食の早期実現に伴う諸課題について研究するための作業部会が置かれている。

連絡調整会議は平成27年10月までに計13回、同作業部会は同月までに計5回開催されている。

平成26年5月27日 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間とりまとめ 公表

中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡調整会議での検討状況等も踏まえながら、教育委員会において協議を重ね、平成26年5月27日、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間とりまとめ」を決定し、公表した。市議会に対しては、同日、全議員に資料提供した後、同月29日の市議会総務委員会において報告した。

平成26年8月25日 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）公表
（8月29日～9月29日パブリックコメント
手続）

中間とりまとめ公表後も、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡調整会議における検討状況等を踏まえつつ、教育委員会においてさらに協議を進め、平成26年8月25日、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」を決定し、公表した。同日、市議会全議員に対して資料提供した後、8月28日の市議会総務委員会において報告した。

また、翌8月29日から9月29日まで、素案に対するパブリックコメント（意見公募）を実施し、182通・427件の意見が市民から寄せられた。素案の趣旨に沿った意見、今後の取組を推進する中で参考となる意見、方針に対する質問・要望などがあったことを踏まえ、素案を基本として「川崎市立中学校完全給食実施方針」の策定に向け、さらに検討を進めることとした。

平成26年9月 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）保護者
説明会（7行政区）250人

平成26年9月15日から26日までの間、7区全てにおいてそれぞれ、川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）に関する説明会を実施した。7回の開催で計250名の参加があり、「方針」全般に関することから、学校給食を活用した食育の推進に関すること、喫食形態に関すること、安全・安心・良質な食材の確保に関すること、食器の形態等に関すること、実施手法に関すること、開始時期・スケジュールに関すること、給食費に関することなど、細部に至るまで、様々な質問・意見が寄せられた。

平成26年10月28日 川崎市立中学校完全給食実施方針 決定

パブリックコメントや保護者説明会での意見、さらに事業手法等についてこれまで調査検討してきた結果などを基に、平成26年10月28日、教育委員会会議において「川崎市立中学校完全給食実施方針」を決定した。同日、市議会全議員に対して資料提供した後、翌10月29日の市議会総務委員会において報告した。

平成26年11月7日 (仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針 公表

平成26年10月28日に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」の中で、安全・安心で温かい給食を提供するため、学校給食センターを市内3箇所整備し、学校給食センターの整備・運営をPFI方式により実施することを決定した。これを受けて、同月31日、学校給食センターPFI事業実施方針の策定の見通しを公表、同年11月7日には、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針を公表し、同日、市議会総務委員へ資料提供した。

平成26年11月14日 平成26年第4回川崎市議会定例会議案概要
についての市長記者会見

平成26年第4回川崎市議会定例会に提出する議案が公表され、市長が記者会見を行った。議案のうち、平成26年度川崎市一般会計補正予算案に、債務負担行為補正として中学校給食施設整備事業費356億4850万1千円(期間:平成26年度から平成43年度まで)を計上していることを明らかにした。(翌11月15日の新聞に掲載)

平成26年12月17日 平成26年度一般会計補正予算の議決

市議会本会議において、平成26年度一般会計補正予算が議決され、中学校給食施設整備事業費について、入札執行のための債務負担行為(平成26~43年度)が設定された。

平成27年1月20日 川崎市立中学校完全給食実施方針(修正版)決定
及び(仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)公表

平成26年11月7日に、PFI法に基づき公表した（仮称）川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針について、民間事業者から同実施方針等に関する質問・意見を受け付けたところ、昨今の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて多くの意見・提案が寄せられた。

これらを踏まえて事業スケジュールの見直しを行い、学校給食センターに係る中学校完全給食の実施については、当初、平成29年2月から予定していたところ、南部においては同年9月から、中部・北部においては同年12月から、と修正することなどを盛り込んだ「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」を、平成27年1月20日の教育委員会会議において決定した。

（なお、この見直しに伴い、以後の事業スケジュールの概要は、下図のようになった。）

また、同日、（仮称）南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針（修正版）を公表するとともに、「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」と併せて市議会全議員に資料提供した。

さらに翌1月21日、市議会総務委員会において、「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」について報告を行った。

		26年度	27年度	28年度	29年度
センター方式	南部	事業者公募等	基本・実施設計	給食センター新設工事	開業準備 平成29年9月～完全給食の実施
	中部・北部	事業者公募等	基本・実施設計	給食センター新設工事	開業準備 平成29年12月～完全給食の実施
自校方式	大塚中	基本設計	実施設計	給食室増築工事	平成29年1月～完全給食の実施
	中野島中			準備期間(試行含む)	
小中合築校	東橋中	校舎改築工事	準備期間	平成28年1月～試行実施 試行額1食290円	平成29年1月～完全給食の実施
	はるひ野中		改修設計	給食室工事 準備期間(試行含む)	平成29年1月～完全給食の実施

平成27年2月25日 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業入札説明書等の公表・入札公告（同日、市議会全議員へ資料提供）

平成27年3月18日 平成27年度川崎市一般会計予算の議決

平成26年度補正予算で入札執行のための債務負担行為が設定された中学校給食施設整備事業費について、平成27年度当初予算において契約締結のための債務負担行為（平成27～43年度）を再度設定することとし、これを含んだ平成27年度一般会計予算が、市議会本会議において議決された。

平成27年3月25日 （仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業及び（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札説明書等の公表・入札公告（同日、市議会全議員へ資料提供）

平成27年7月1日 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業 落札者決定（同日、市議会全議員へ資料提供。なお、8月6日仮契約締結）

平成27年9月1日 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業 落札者決定（同日、市議会全議員へ資料提供。なお、10月30日仮契約締結）

平成27年9月3日 （仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業 落札者決定（同日、市議会全議員へ資料提供。なお、10月30日仮契約締結）

平成27年10月14日 （仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について 市議会本会議で議決（同日、本契約締結）

（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約について、市議会総務委員会の審議においては、地産地消を通じた食育の推進や地域経済の活性化、将来を見据えた適切な財政計画に基づく健全かつ持続可能な市政運営、災害発生時の給食センターの有効活用、リスク管理の徹底、モニタリング等を通じた適切な事業者指導、将来想定される大規模修繕計画の策定、今後のPFI事業の活用など、非常に多岐にわたる論点について、4日間に及ぶ徹底した質疑が行われ、平成27年10月14日、市議会本会議において議決された。

これにより、同日付けで本契約締結となった。

平成27年12月15日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について 及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について 市議会本会議で議決(同日、本契約締結)

平成28年1月7日 東橋中学校完全給食試行実施(小中合築校)

(2) 学校給食及び食育に係る法令等

学校給食及び食育に係る法令等について、本件措置請求に関連する箇所を確認したところ、別紙のとおりであった。

(3) 中学校給食推進に係る平成27年度予算の内容及び執行状況

請求人が執行停止を求めている、中学校給食推進に係る平成27年度予算(約32億円相当)とは、請求人が提出した事実証明書(平成27年2月7日付け新聞記事)に記載されているものである。これは、同月6日に、平成27年第1回川崎市議会定例会議案概要について市長が行った記者会見を基にした記事で、記者会見において用いた資料(「平成27年度川崎市予算案について」)には、「中学校給食の推進」と題して、予算額として32億1553万7千円の記載がある。その内訳と執行状況を調査したところ、次のとおりであった。

中学校給食の推進に係る平成27年度予算執行状況(平成28年1月末現在) (単位:円)

事業名称	当初予算額	予算現額	支出負担額	支出済額	予算残高 予算現額-支出済額
中学校給食推進 事業費 ¹⁾	32,340,000	32,340,000	31,445,365	1,420,754	30,919,246
中学校給食施設 整備事業費 ²⁾	3,174,902,000	3,296,546,000 ³⁾	3,294,000,419	3,034,032,819	262,513,181
計 [A]	3,207,242,000	3,328,886,000	3,325,445,784	3,035,453,573	293,432,427
小学校等給食調理 業務委託事業費 ⁴⁾	451,116,000 [B] ⁵⁾ (8,295,000)	420,457,000 (8,295,000)	401,753,520 —	287,811,360 —	132,645,640 (8,295,000)
合計 ([A]+[B])	3,215,537,000	3,337,181,000	3,325,445,784	3,035,453,573	301,727,427

- 1) 中学校給食推進事業費は、学校給食センター整備等に係る事業支援業務委託、東橋中学校での試行実施に係る消耗品、PFI審査委員会報酬等の予算である。
- 2) 中学校給食施設整備事業費は、(仮称)川崎市中部学校給食センター用地借上料、(仮称)川崎市南部学校給食センター用地購入(卸売市場事業特別会計からの所管換)、各中学校に必要となる配膳室等に係る工事費や改修設計委託料などの予算である。
- 3) (仮称)川崎市南部学校給食センター用地から予期しない地中埋設物が確認されたことから、その処分に要する費用について、教育費予算の流用と予備費を使用することとしたため、当初予算額より増額となっている。
- 4) 平成28年1月から試行実施した東橋中学校の給食調理業務は、合築校である子母口小学校給食調理業務と一括して契約しており、小学校等給食調理業務委託事業費から執行している。
- 5) 下段[B]欄は、小学校等給食調理業務委託事業費の中から執行している、東橋中学校給食調理業務に係る部分を内数として記載したものである。4)に記したように、子母口小学校給食調理業務との一括契約であり、支出負担額及び支出済額については単独での算出が困難であることから空欄とした。

(4) 学校給食センター建設工事等の概要及び進捗状況

請求人が中断を求めている、学校給食センター(市内3箇所)建設工事について、同センター整備等事業に係る契約締結、着手、工事の予定等を調査したところ、次のとおりであった。

(仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業 主な経過及び予定

	南部学校給食センター	中部学校給食センター	北部学校給食センター
入札公告	平成27年2月25日	平成27年3月25日	平成27年3月25日
落札者決定及び公表	平成27年7月1日	平成27年9月3日	平成27年9月1日
事業契約の仮契約締結	平成27年8月6日	平成27年10月30日	平成27年10月30日
議決・本契約	平成27年10月14日	平成27年12月15日	平成27年12月15日
契約の相手方	株式会社 川崎南部学校 給食サービス	株式会社 川崎中部S L S	株式会社 川崎北部学 校給食サービス
履行場所	川崎市幸区南幸町3-1 49-2	川崎市中原区上平間17 00-8他	川崎市麻生区栗木2- 8-3
履行期間	平成27年10月14日 ～平成44年3月31日	平成27年12月15日 ～平成44年3月31日	平成27年12月15日 ～平成44年3月31日
契約額(円)	15,408,437,822	11,186,444,195	8,083,958,233
支出負担額(平成27年度)*	0	0	0
着手(予定)日	設計:平成27年10月14日 工事:平成28年4月1日	設計:平成27年12月15日 工事:平成28年9月1日	設計:平成27年12月15日 工事:平成28年8月1日
完成予定日	設計:平成28年3月31日 工事:平成29年5月31日	設計:平成28年8月31日 工事:平成29年8月31日	設計:平成28年7月31日 工事:平成29年8月31日
完全給食実施予定	平成29年9月	平成29年12月	平成29年12月

* (仮称) 川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業では、平成27～43年度で債務負担行為を設定しているが、平成27年度及び平成28年度の支出負担額は0円で、工事が完成して建物の引渡がされる平成29年度から支払開始となる。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨について

一般的に、法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為」という。)について、その是正・防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となる。

そこで、本件措置請求について検討するに、請求人は、中学校給食新規導入で「全員給食」にすることは、生徒が弁当を作れず、学ぶ機会や経験する場を奪うものであるとし、他の政令市9市が弁当とデリバリーの選択制を採用して

いること、「全員給食」の必要性の裏付けとされる給食アンケートが客観性に欠けるものであること、今後10数年にわたり膨大な財政支出を余儀なくされる重大な決定を僅かな期間で行ったことなどを理由に、中学校給食推進に係る平成27年度予算（約32億円相当）の執行停止と、学校給食センター建設工事の中断を勧告するよう求めるものである。

すなわち、本件措置請求において、請求人は、中学校給食推進に係る平成27年度予算執行（公金の支出）及び学校給食センター建設工事（契約の締結・履行）という財務会計行為をとらえて、当該財務会計行為自体の違法・不当については何ら言及せず、その前提ないし原因である中学校完全給食実施の決定及びこれに至る手続（非財務会計行為）の違法・不当を主張し、それゆえに当該予算執行及び建設工事が違法・不当となる旨を述べているものと解される。

しかしながら、住民監査請求において、財務会計行為の前提ないし原因たる地方公共団体の事務もおしなべて監査対象とすることができるのであれば、地方公共団体の事務で公金の支出を伴わないものはほとんど存在しないことから、公金の支出と結びつけて構成しさえすれば、地方公共団体の行政活動のほとんどすべては、住民監査請求でその違法・不当を問うことができることになりかねない。

そこで、先行行為（非財務会計行為）の違法・不当が、後行行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない^{かし}瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてされた職員（市長）の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合には限られると解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日判決（昭和61年（行ツ）133号）及び最高裁平成20年1月18日判決（平成17年（行ヒ）304号））。

本件においては、まず中学校完全給食実施の決定及びこれに至る手続が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法・不当が存する場合に当たるか否かにつき、以下、検討する。

（2）中学校完全給食実施に向けた取組経過について

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体（法第1条の2第1項）において、長は、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するものとされており（法第147条）、地方公共団体における社会的、経済的な諸要素や各種の行政施策のあり方等の諸事情を総合的に考慮した上、住民の多様な意見や利益を勘案しながら、様々な政策について、優先関係、推進方法等を政治的に決定し、遂行することにより、その行政目的を達成し、もって住民の福祉の増進に寄与す

べき立場にあり、長には政策判断としての裁量権が広く認められているものと解される。

本市における中学校完全給食実施に向けた取組経過については、前記3(1)で記載したとおりであり、市長と、教育行政を担う教育委員会とが相互に連携し、中学校給食の実施手法や事業費用などについての様々な研究・検討を重ね、議会における報告や予算等の審議を経ていることが認められる。

すなわち、中学校完全給食実施については、教育委員会会議において平成26年8月に「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)」、同年10月に同実施方針がそれぞれ決定され、同年11月市長が市議会定例会に提出した議案中に中学校給食施設整備事業費(約356億4850万円)が一般会計補正予算として計上され、同年12月の市議会で当該補正予算が議決されていること、その後の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から当該事業スケジュールの見直しが行われ、平成27年1月教育委員会会議において上記実施方針(修正版)が決定され、同年3月市議会本会議における予算の議決によって中学校給食施設整備事業費(約356億円)の債務負担行為が設定されていること、同年10月及び12月各市議会本会議において各学校給食センター整備等事業の契約の締結が議決されていること等が認められる。

以上の経過に鑑みると、中学校完全給食実施の決定及びこれに至る手続に著しく合理性を欠いた点は認められない。

(3) 法令等の違反があるか

学校給食及び食育に関し、本件措置請求に関連する法令等については、前記3(2)で記載したとおり、学校給食は当該学校に在学する全ての児童又は生徒に対し実施されるものとされていること、食育基本法や中学校学習指導要領においても、学校給食を通じた食育の推進がうたわれていること等から、中学校完全給食実施の決定及びこれに至る手続に、これらの法令等の違反があるとは認められない。

なお、請求人は、本件措置請求において、中学校給食新規導入で「全員給食」にすることは、生徒から学ぶ機会や経験する場を奪うもので、食育基本法や憲法等に違反するなど主張するが、中学校完全給食実施の経過については、行政組織上独立の権限を有する市議会の議決を経て最終的に決定されており、その決定及び手続経過に法令違反や著しく合理性を欠いた点がない以上、当該政策の当否自体を争うことはできないと言わざるを得ない。

したがって、本件措置請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

(4) 結論

以上検討したところからすれば、請求人は、中学校給食推進に係る予算執行及び学校給食センター建設工事そのものの違法・不当については何ら摘示するところがなく、また、その先行行為たる中学校完全給食実施の決定及びこれに至る手続について見るも、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法・不当が存するものとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないから、本件措置請求はこれを棄却する。

※ 請求書本文については、請求人の住所、職業及び氏名を省略したほか、おおむね提出された原文に従って記載した。なお、請求書本文①～⑤の見出しは原文にはないが、請求人が措置請求書作成に当たって参照し、これに倣ったとする「住民監査請求の手引（川崎市監査事務局）」の様式見本に沿った見出しを便宜上、付したものである。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

学校給食及び食育に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第8条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第1項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

2 学校給食法施行規則（昭和29年9月28日文部省令第24号）（抜粋）

(学校給食の開設等の届出)

第1条 (略)

2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

3 (略)

4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

5 (略)

6 (略)

3 学校給食実施基準（平成21年3月31日文部科学省告示第61号）（抜粋）

(学校給食の実施の対象)

第1条 学校給食（学校給食法第3条第1項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

4 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(食育推進基本計画)

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

- (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

5 第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)(平成25年12月26日一部改定)(抜粋)

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標

- (4) 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食に

において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。(以下略)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

2. 学校、保育所等における食育の推進

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)

新しい学習指導要領の総則に「学校における食育の推進」が明記され、各教科等でも食育に関する記述が充実された。また、幼稚園教育要領においても、食育に関する記述が充実された。これらを踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて学校における食育を組織的・計画的に推進する。(以下略)

(学校給食の充実)

子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。(以下略)

6 中学校学習指導要領(平成20年3月28日文科科学省告示第28号)(平成22年11月一部改正)(抜粋)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1. (略)

2. (略)

3. 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第5章 特別活動

第1 (略)

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

1 目標

(略)

2 内容

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(1) (略)

(2) 適応と成長及び健康安全

ア～ク (略)

ケ 食育の観点をつまえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) (略)

7 中学校学習指導要領解説（総則編）（平成20年7月 文部科学省）（抜粋）

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育課程編成の一般方針

3 体育・健康に関する指導（第1章第1の3）

(中略)

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。(以下略)